

| 平成28年第5回太良町議会（定例会第4回）会議録（第2日） | | | | | | |
|--|---|--|--|--|---------|------------|
| 招集年月日 | 平成28年12月2日 | | | | | |
| 招集の場所 | 太良町議会議場 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開議 | 平成28年12月6日 9時30分 | | | 議長 | 坂口久信 |
| | 散会 | 平成28年12月6日 13時18分 | | | 議長 | 坂口久信 |
| 応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名 欠員0名 | 議席 番号 | 氏 名 | 出席等 の 別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出席等 の 別 |
| | 1番 | 待 永 るい子 | 出 | 7番 | 平古場 公 子 | 出 |
| | 2番 | 竹 下 泰 信 | 出 | 8番 | 川 下 武 則 | 出 |
| | 3番 | 田 川 浩 | 出 | 9番 | 久 保 繁 幸 | 出 |
| | 4番 | 坂 口 久 信 | 出 | 10番 | 末 次 利 男 | 出 |
| | 5番 | 江 口 孝 二 | 出 | 11番 | 下 平 力 人 | 出 |
| | 6番 | 所 賀 廣 | 出 | | | |
| 会議録署名議員 | 6番 | 所賀 廣 | 7番 | 平古場 公子 | 8番 | 川下 武則 |
| 職務のため議場に 出席した者の職氏名 | (事務局長) 岡 靖 則 | | (書記) 福 田 嘉 彦 | | | |
| 地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名 | 町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画商工課長 財 政 課 長 町民福祉課長 健康増進課長 | 岩 島 正 昭 永 淵 孝 幸 松 尾 雅 晴 川 崎 義 秋 田 中 久 秋 西 村 正 史 松 本 太 小 竹 善 光 | 環 境 水 道 課 長 農 林 水 産 課 長 税 務 課 長 建 設 課 長 会 計 管 理 者 学 校 教 育 課 長 社 会 教 育 課 長 太良病院事務長 | 藤 木 修 永 石 弘之伸 大 串 君 義 土 井 秀 文 大 岡 利 昭 野 口 士 郎 峰 下 徹 井 田 光 寛 | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | | | |

平成28年12月6日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第63号 | 太良町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第64号 | 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第65号 | 太良町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第66号 | 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第67号 | 太良町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第68号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第7 | 議案第69号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第8 | 議案第70号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第71号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第72号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第73号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第74号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第75号 | 平成28年度太良町一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第14 | 議案第76号 | 平成28年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第15 | 議案第77号 | 平成28年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第16 | 議案第78号 | 平成28年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第17 | 議案第79号 | 平成28年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について |

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

じゃ、始めます。

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 議案第63号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 議案第63号 太良町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（待永るい子君）

新しく委員さんが11人ですね、農地利用最適化推進委員の方が新しくできるということで、給料の面で基本給プラス能率給ということに改めるということになっておりますけれども、新しく委員さんになられた方の目的は遊休地の発生防止とか解消に向けての、そういうものを主な目的にしてありますと思います。この能率給というところで成果実績払いということで多分報告書か何か上げられて支払いになるかと思っておりますけれども、きちんと報告をしてもらうということが大事かと思っておりますので、誰が検査をするよう、審査をするようになっているのかお伺いしたいと思っております。

○議長（坂口久信君）

待永議員さん、能率給については次のページにありますので。

○1番（待永るい子君）

後でということですかね、そしたら。

○議長（坂口久信君）

はい、ということです。能率給のほうはね。

○3番（田川 浩君）

この農業委員会の改正につきましては、先日全協のほうでも説明受けましたけれど、いろいろ議会だよりの都合とかもございまして、また改めて基本的なことは聞き直したいと思います。

この農業委員会の改正なんですけれど、農協、また農業生産法人制度とあわせた3点セット改革といいますか、その一つだと思います。それで、基本的な今回農業委員会の改正があったが、そのポイントですね、従来とどういう点が変わったのかというのを説明いただけますでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

従来は農業委員さんだけで行っていたところを今回においては農業委員とは別に農地利用最適化推進委員というような形で新たに委員さんを設けることになりました。これについては、農業委員さんについては懸案等の議決等をしていただくこととなりますけれども、農地利用最適化推進委員さんにおいては地域の実情等を把握して農業者の意見等々を吸い上げて、

それを農業委員会のほうに農業委員会としての機能を充実させるためにできた制度だというように認識をしておるところです。

以上です。

○3番（田川 浩君）

済みません、今のちょっと農地利用最適化推進委員の新設ということだったんですけど、もっとほかにもあるじゃないですか。もっとほかにもポイントがあるじゃないですか。例えば公選制が廃止されたとかあるじゃないですか。そこら辺ちょっと説明してもらっていいですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えします。

これまでの農業委員の選出については公選制ということで選任されておりました。また、あわせて各組織の推薦というようなことで推薦をいただいて農業委員さんも出していたおりました。それが今回の農業委員会の改正によりまして、議会の承認を得て町長が任命するというような形に変更になりました。これが農業委員さんでございまして。それともう一点、農地利用最適化推進委員さんに関しましては農業委員のほうから委嘱をするというような形になっております。

以上でございます。

○3番（田川 浩君）

それでは、従来本町では農業委員が何名いたところが、今度新たな制度では農業委員が何名、また推進委員が何名になるのでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

従来の農業委員さんの定数は14名でございました。それが今回の改正においては8名ということでここ上げております。

また、農地利用最適化推進委員さんに関しましては新設ということで11名の委員さんを予定をしておるところでございます。

以上です。

○3番（田川 浩君）

今、農業委員の数が8名になるということでした。今回の改正によりまして、その農業委員さんの過半数は認定農業者になるべく原則しなければいけないということになっておりますね。それで、これを機会に聞きますけれど、本町の認定農業者の数、本町の場合は過半数を超える認定農業者さんをしなきゃいけないのか、また例外に当たるのか、どうなるのか、そこら辺説明してもらえますでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

今回の改正に伴って農業委員さんについては認定農業者が過半数を占めなければいけないというようなことになっておりますので、このことについては必須ということになっております。

それで、例外は（「数、数」と呼ぶ者あり）例外でしょう、数ですか、数は8名の過半数で4人（「町内の」と呼ぶ者あり）済みません、認定農業者の数ですけれども、ちょっと今急には覚えておりませんが、ちょっと後だって正式な数は述べたいと思います、済みません。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○10番（末次利男君）

今回、農業委員会委員の、あるいはまたこの農地利用適正化推進委員が新たに創設されるということから、今回この委員の要件といたしますかね、農業委員並びに適正化推進委員の要件、それと業務内容はこれまでとどう違うのかも改めて質問いたします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

先ほども若干申し上げましたけれども、農業委員さんについては意思決定を行うというようなところでございますけれども、今回農地利用最適化推進委員さんに関しましては、人・農地プランなど地域農業者への話し合いの推進とか農地の出し手、貸し手へのアプローチ、農地集積集約の推進、遊休農地の防止、解消の推進等の現場活動を主に行っていただくというようなことになっておるところです。

以上です。

○10番（末次利男君）

今の農業の現状というのは大変厳しい状況にあるということは、もう認識をいたしております。しかし、今までの農業委員会14名の体制でやっているいろいろな業務、今まで言われたように人・農地プランとか、あるいは遊休農地解消対策とかやってきていただいておりますけれども、今回二重構造でこの農地行政を行うという狙いというのは何なのか。やっぱり今までが農業委員会の力不足やったのか、さらにそういった業務を伸ばすためにこれは多分あって思うですけども、その辺は明確にうたっておりますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

今の御質問でございますけれども、農業委員会の主たる任務であります担い手への農地等の利用集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進などをよりの確に行うためにこういう制度が設けられたということで認識をしております。

以上です。

○10番（末次利男君）

この農業委員会、かつての農業委員会の業務というのは申請審議をやる業務であったと思います。それにはいろいろこの農地転用あるいは所有権移転、またあっせん事業、そういったものをやられてきたと思いますけれども、非常に今の現状では苦情処理もさることながら、さまざまな問題を解決するという役割を担っていただいたというふうに思っております。そういった中で、今出し手はあっても受け手がないという現状の中で、最近のあっせん業務、それから転用はどのくらいの頻度で、毎月どのくらい頻度で出ているのか、3条申請、5条申請、もう4条も含めて、その辺は頻繁に出ておりますが、もうなかなか今の状況ではなかなか農地が動かないという状況の中で、さらにこれを進めるためにこの適正化推進委員制度が始まったというふうに思いますけれども、どれくらいですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

件数的にはそう多くはございません。3条、4条については、もう毎月四、五件とか、そういう程度の申請があっております。また、あっせん等については、今回町内のお茶屋さんもう離農されるというようなことで、新たに地域町外の方が受けてもらうというような形になりましたので、そういうところのあっせんが発生している状況にはございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第63号 太良町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第2 議案第64号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第64号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（待永るい子君）

職能給についてお伺いをしたいと思います。

職能給を受け取るためには成果実績払いということを書いておりますけれども、これは誰がどういうふうに精査をするのかお聞きしたいと思います。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

能率給の成果実績払いの御質問だと思いますけれども、これにつきましては、町内においてどれだけの農地集積ができたか、また遊休農地の解消ができたかということで、その達成面積によってポイントがつきますので、そのポイントによって支払う金額が決まるというような形になっております。

検査については、実際の面積が農林課等において確定した面積を農業委員会のほうでいただいて、それによって判断をするということではしております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

今までよりも農業委員さん14人さんから8人さんに減ということと、それと費用弁償報酬の面から考えますと、会長さん、会長さん代理委員さん、農業委員さんですね、その辺の年額の報酬は変わりませんし、それとこれに伴うまた農業推進委員さんですか、これが11名ということで、予算的には大分ふえてくると思うんですが、これを年間幾らぐらいの増額のほうに考えられておるのか。質問わかりませんか。推進委員さんのね、今まで、農業委員さんは減りますが、その後に農業の今言われる推進委員さんですかね、その辺の人の11名さん、それが16万8,100円になっておりますが、それと能率給等々で年間には大分予算額には差額が出てくると思うんですが、その辺の差額はどれぐらい思っておられますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

先ほど言われましたように農業委員さんは6名減になります。それと、農地利用最適化推進委員さんは11名ふえるということで、その辺の増減に関しましては、最終的に56万5,200円が増額になるということで試算をしております。

○9番（久保繁幸君）

それは私も計算したんですが56万5,200円、これは最低限の増額ですよ。それによって、またここに書いてあるように能率給等々が支払われるということで考えられておるようですが、その辺のところを幾らぐらいの額を見込まれておられるのか、それはまたちょっと能率給だからどんだけぐらいの、1年目でどんだけぐらいのされるかわかんないですが、これもしかし予算的には上げていかれると思うんですが、幾らぐらいの予算額を見込まれておるの

かお伺いいたします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

能率給については、先ほど来お話にも出てきましたけれども、活動実績払いと成果実績払い、2つございます。その中で該当するであろうというようなところは活動実績払いで年額最大7万2,000円、19名で136万8,000円、それが交付金という形で入ってきますので、それを交付するというようなことになろうかと思えます。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

それと、この前の全協の折に説明があったと思うんですが、この推進委員さんの会合等々はどうのようにされるんですかね。農業委員会に出席しなくていいというようなお話やったですよね。それで、この11名はどのような方法で会合されたりお話をされたり、今言われる能率給を上げるためにも努力をされるのか、それはどういうふうな組織の会合等をされる予定ですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

実際これからというところもございますけれども、農業委員さんと農地利用最適化推進委員さん、密な関係を持って、その辺の情報を共有しながらしていかなければいけないというようなことでは思っているところです。よりまして、農業委員会の席に最適化推進委員さんが来る必要があるような場合、また当然説明が必要な場合等においては出席をいただくというような形でしていかなければいけないというようなことでは考えております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

再度質問じゃないんですが、その推進委員さんだけの会合等々は設けられないということですかね、そしたら。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

今のところは考えておりません。

○10番（末次利男君）

先ほどの答弁の中で今回固定給と能率給という、この委員さんでは初めてこういった能率給というのが言葉が出たと思えます。要するに出来高払いということだと思いますけれども、これはもうプロ野球では、この契約更改に出来高払いというのがよく出ますけれども、この委員さんでは初めてですよ。そういった中で先ほど達成面積で、いわゆる成果で報酬決めると、そういう査定をするということだったんですけども、今の現状、なかなかそういう業務をしても達成度というのは極めて低いんですよ。それで、一生懸命やった人が達成できんや

った。しかし、ひょこっといたて達成できたということもあります。これは、もう農地、固定資産ですから、非常に難しいわけですよ。それで、全く一生懸命努力しても成果がなかったら、もう成果払いというのはないということですね、能率給というのは。確認です。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

今の御質問は成果実績払いのほうだと思いますけれども、これについては先ほども申しましたように点数が成果によってつくような制度になっております。達成面積が幾らについては1点とか、そういう形での計算になりますので、要するにそれが0点というような形になれば、当然お支払いがないというようなことになります。そういうことになっております。

以上です。

○10番（末次利男君）

この最適化交付金というところでありましてけれども、これは交付金対象だということですが、現状査定は誰がするのか、そういったそういう活動に対しての成果ではなくて実績による成果ということであれば、非常にその地域によっても違いまししょうし、いろいろな不都合も出てくるというふうに思いますし、もう一つは要するに能率給というのは上乘せで支払うということになっておりますですね。それで、その報酬は予算の範囲内で額が決定するわけですね、その範囲内で町長が認めるというふうになっております。したがって、全く一律ではないという解釈を当然でしょうけれどもせざるを得ないというふうに思います。ただ、この辺を本当に委員さんも納得すつとかなあと。そりゃもう制度ですから、これはもうやむを得ないと思いますけれども、これはもうかなりこういった教育委員会、農業委員会の件については町長が非常に権限を今度は持つということ、任命権も全てが持つということになりますし、そういった町の意味は反映はできないのか、これはもうただ絵に描いた餅になっても意味なかですよ。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

能率給の活動実績払い、これについては、先ほど申ししておりますけれども、活動の実績があれば支給をされます。これについては、全体枠の3割、国の予算の枠の3割を活動実績払い、残りの7割を成果実績払いというような形になっております。そういう中で予算オーバーしたときには、その中で金額が調整されるというようなことになろうかと思っておるところです。

それから、町のほうの反映というようなことでございましたけれども、これについては国のほうで示されている計算等々もありますので、それにのってせざるを得ないというようなことで理解をしておるところでございます。

○10番（末次利男君）

そりゃもう制度ですから、そりゃもうわかります。やはり太良町はよその地域とは違って1次産業の町ですよ。そいけん、よそが、そりゃもちろん国は制度的には一律ですよ。しかし、ずっと地方分権の中でずっとと言われておりました権限移譲ですね、こういった問題ももっと地域に密着した制度設計をしないと、一律でやるということが、これはもう先ほども言いますように本当に実態としては荒廃してしまう、担い手がいないということになってしまいます。それで、こういったところはぜひ今後とも、もうちょっと分権、権限移譲、こういったものを要望していただいで、地域の実情に合うたやり方を、そりゃ基本は法律にせんばいかんですけれども、そこをもうちょっと柔軟的な立場で農地をどうして守っていくのかということに、この制度はしっかりと取り組んでいけるような制度になるように期待をしておりますので、よろしく頼んでおきます。

○2番（竹下泰信君）

先ほどの答弁を聞いてますと、農地利用の最適化の推進委員の会議は特に持たないというような話があったというふうに思いますけれども、特に予定されていないということによろしいんですかね。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

まだ動き出しておりませんので、その辺の活動自体を、寄って会議を持つというようなことはちょっと今のところは考えていないところでございます。

○2番（竹下泰信君）

29年度からそういうことで新たに実施されるわけですけれども、推進委員の仕事としては、これまで職員がやってたような業務を推進委員がやるというようなことになっておると思います。したがって、その辺のところをぴしっと29年当初にはっきりしていかなと、何かうやむやに終わってしまうような感じがするんですよ。したがって、その辺のところはきっちり年度当初にどういう業務なのか、どういうことを委員の方をお願いをするのかというのは、ぜひ十分検討して、そういうこと、実績払いですね、成果に従った支払いをお願いをしたいというふうに思ってますけど、それについていかがですかね。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

もう既にお隣の鹿島市さんのほうでは、もう農業委員会の改正があって、もう新しく始まっております。そういうふうな先進地といいますか、もう動き出したところを参考にしながら、今後においてどのような形が一番理想なのか、その辺について、もう詰めのほうをしていって、最大限よい運営ができるようなことにつなげていきたいというようなことでは思っておるところでございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第64号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第65号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第65号 太良町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（所賀 廣君）

提出されました議案集の12ページを見てみますと、医薬品の件で書いてあります。その中ほどに、附則第6条を次のように定めるといふことで、特定一般用医薬品等購入費を払った場合の医療費控除の特例ということが書いてありますが、これをちょっと説明していただけますか。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

これまで医療用として処方箋を必要としていた医薬品が処方箋なしで薬局や薬店で購入できるようになった医薬品、ここではスイッチOTC医薬品というふうに呼んでおりますけども、その購入した医薬品に対して今までの医療費控除とは別に新たに所得控除ができるよう地方税法等が改正をされております。ということで、この控除額については、購入費が1万2,000円を超える支払い額が対象になります。それで、その超える金額が8万8,000円までということですので、購入が10万円までのスイッチOTC医薬品については新たな医療費控除が適用できますよということ。この新たな特例の医療費控除に該当するためには適用要件というのがございまして、メタボ健診とか予防接種、人間ドック、がん検診などを受診していることが控除の要件になってるといふこととございまして。これまで10万円を超した医療費しか該当しなかったわけですけども、10万円未満でも医療費の控除が受けられますよということになります。それで、この新たな特例ができたというのは、医療費が最近とみに増加して国家財政を圧迫、地方財政を圧迫してるといふこととございまして、自分の体は自分で病院に行かずにできるだけ、セルフメディケーションというようなことですけども、自分

の体は自分でなるべく治そうと、病院に行かんで治そうということで、今まで処方箋でしか購入できなかった医薬品が薬局とか普通の薬店でも買えるようなことになっておりますので、その薬を利用して自分の体をケアすると、それで医療費を削減するというような、そういう目的もあって、そういう医療費控除制度が新たにできたということでございます。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

町長の提案のところでもありますし、今言われましたスイッチOTC医薬品、医療用医薬品から転用された医薬品というふうに書いてありますが、これは結構数が多いものなんでしょう。また、これは病院に行って当然先生方がこの薬がよかろうということで処方箋が出るわけですが、その辺の何を買ったらいいですよとか、そういった指導も先生からしていただけるということでしょうか。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

先生の指導というよりは、自分が判断してこの薬をとというようなことで、購入時は薬局行っても薬剤師さんとの面談とかこういう薬がいいだろうというような指導もあったほうがいいだろうというふうには思いますけども、そのスイッチOTCの医薬品の数が厚生労働省の発表でことしの3月31日では1,525品目でございます。ちなみに鹿島市の祐徳薬品が発売しているパスタインなど、ちょっとざっと見た場合、9品目ぐらいですけども、祐徳薬品のパスタイン等も該当するというので、今まで医師が処方しなければ購入できなかった分が、その薬の中の有効成分というのがあるんですけど、その有効成分が先ほど申しました3月31日現在で82の有効成分について処方箋なしでもOTC医薬品ということで販売していいですよというようなことで認可をされております。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

先ほど課長言われましたけど、自分の判断で要するに購入するということですよ、民間のどこか薬店なりに行って。なかなかこれは難しかなあという感じがすつとですよ。先生から診ていただいてこれがいいと言つて的確な処方箋を出していただくわけですが、その辺がなくて個人の考えで購入しなさいということ、これちょっと疑問に思うとです。

それと、処方箋を持って何とか薬局、自分がかかりつけの薬局に行って買うわけですけど、その辺の民間の方の薬局の圧迫といいますか、これにつながっていかないのか、その辺はどういうふうにお考えですか。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

1番目の質問で個人が購入する分についてどうだろうかというようなことですけども、あ

くまでも個人が購入しても比較的、比較的というか安全、飲んでも安全であろうというようなことで市販でもいいだろうというふうに認可をされておりますので、そこら辺は国が認めたものですから、そこら辺は個人で購入する分に問題ないだろうと。例えばガスター10とかロキソニンとか、そういう既にもう一般的に販売をされている医薬品もこのOTC医薬品に入っておりますので、そこら辺の疑念というか、大丈夫だろうかというようなところは多分ないだろうというふうに思っております。

それと、既にそういう先ほど申しましたような医薬品も既に販売をされておりますので、一般の薬局薬店の圧迫するということはないだろうというふうには思います。ただし、個人さんから見れば、今まで病院に行って処方箋して医療費、保険で適用されるものですから、自分の手出しは3割で済むとか2割で済むとかということで安く買えるわけですけども、それが実際薬店とか薬局に行って買えば10割負担ですので、そこら辺の個人負担は多分ふえるだろうとはいうふうには思いますけども、ただ病院に行って待つというその病院に行くのがなかなか時間もかかるしというようなことで、そこら辺を利便性を考えれば、そこら辺も値段はちょっと高いですけども、薬局で気軽に買えればいいかなというようなところもございまして、そこら辺はもう個人が判断することであって、そういう制度ができた、門戸が開いたというようなことで考えていただければというふうには思います。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

この先ほどの3点目のところに日台民間租税取決めに規定された内容が云々ということが書いてありますけども、これ中身を読みよってもなかなか町長等の話では理解できないところがあるんですけども、簡単に言ったらどういう内容でどういうところが変わっていくということなんですか、質問したいと思います。

○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

提案理由にも書いておりますけども、台湾として、一つの国として全世界からは認められていないというようなことで、租税条約は国としては締結できない、批准できないというようなことですので、ほかの国の法律で例えば二重課税を防止するとか、そういう観点で租税条約等ができておりますけども、それに見合うような形で、別の法律でそこら辺をカバーするというようなことで、今回日台何とかの長い法律名ですけども、それに基づいて町税条例も改正したところでございます。

それで、具体的に申しますと、台湾で台湾の民間のほうに利子と配当等をあそこで収入を得た日本国内の日本に居住する日本人が、今まではその台湾のほうで特別徴収をしていただいて日本にというような形になってたんですけども、この法律の改正で特別徴収はしないでもいいと、することを免除するというようなことになっておりますので、結局本人がそのか

わりに住民税においては申告をする必要が生じたということで、利子と配当等については総合課税か分離課税を選択して申告するような形になるというようなことを今回の改正でうたっているというようなことをございますけども、実際今までそういう該当するような方は太良町にはいらっしゃいませんでした。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

太良町の方には該当しないということですが、この回答書と申しますか、答弁を見ますと、特例適用利子または特例適用配当、これは具体的にどういう、それを分離課税するという事になってますけれども、これは例えばどういう例があるんですかね。

○税務課長（大串君義君）

ちょっと実際太良町にも該当しておりませんのではっきりしたことは言えませんが、先ほど申しましたように外国で得た利子とか配当を国内で申告を今までは特別徴収をされていきましたので、源泉されてましたので申告する必要はございませんでしたけども、この制度あって租税条約等のような形のあれで二重課税を防止するという事で、特別徴収を台湾の民間はしなくてもいいですよというようなことになりましたので、そういう特例というような意味で特例がついてるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第65号 太良町税条例等の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第66号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第66号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（久保繁幸君）

今の税務の方法も今さっきの議案第65号の分もちょっとまだわかりにくい点もありますが、この議案第65号も、ちょっとこれ読んでもわかりにくい点もありますので、わかりやすく説明をいただきたいと思いますが。

○議長（坂口久信君）

議案第65号と言うたろう。久保君、議案第65号と言うたろう、議案第66号に進んでおりますよ。

○9番（久保繁幸君）

ああ、ごめんなさい、はい、済みません。

議案第65号も一緒なんですけど、議案第65号もわかりやすく説明をしていただきたい、そういう希望です。

○議長（坂口久信君）

議案第66号もわかりやすく説明してください。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

先ほど税条例の改正と同じで町民税で利子及び配当が分離課税されますので、それに対して国保税につきましても所得割の算定と軽減判定のそれに伴い総所得の金額に含めて課税をするというものであります。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

この改正でどれくらいの町税に影響してくるのか、どれくらいの増額か減額なのか、その辺をお伺いいたしますが。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

今現在、太良町にはそれに該当する人がおりませんので、ちょっとその辺はちょっと今のところはあります。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第66号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第67号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第67号 太良町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（田川 浩君）

これ1点だけ聞きます。現行の立てかえ払いといいますか、償還払いから現物の給付とするということですが、そもそも小学生以上と未就学児の払い方が違ったというのはどうして違ったのか、そこ1点だけよろしくお願いします。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

これまでの子どもの医療費の助成につきましては、未就学児の助成につきましては県費の補助がございます。県内全市町がこの助成事業実施をいたしておりますので、一括して支払う現物給付方式というのを取り入れておりましたけども、小学生以上の取り扱いにつきましては各市町ばらばらでございます、小学生だけとか中学生までとか、太良町の場合は高校生、18歳まで助成をいたしておりますので、この辺でばらつきありますもんですから、これはもうあくまで償還払いだと。各医療機関あたりも対応に非常に苦慮されるということで、償還払い方式で医療費を一回払っていただいて領収証を町のほうに持ってきていただいて申請をいただくという方法でございまして、今回、県の肝入りで県民の方から非常にやりにくいということで県議会でも取り扱いについての質問等がありまして、全市町ばらばらでもこの現物給付方式でいこうということになったところございまして、来年4月からの実施に向けての条例の改正でございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第67号 太良町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど答弁漏れがあつてるとお思いますので、担当課長。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

失礼いたします。

先ほど田川議員のほうから認定農業者数は何名かということで御質問がありました。それで、138名ということでなっておりますので、御報告いたします。

○議長（坂口久信君）

それじゃ、引き続き始めます。

日程第6 議案第68号

○議長（坂口久信君）

日程第6．議案第68号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（待永るい子君）

指定管理ということで、非常に本当にきれいにきちんと管理されているところもあれば、ちょっと眉をしかめるようなところもあるわけですけど、議案第68号太良町農村公園は非常にトイレがきれいで、女性にとってはとってもうれしいところで、利用者も1,459人と非常に高い数値をあらわしておりますけれども、利用者が多いのは蛍の季節から夏場じゃないかなあというふうに思います。夏休みにはあそこで子供たちが川泳ぎをしたりしております。私も去年アユ祭りのときに朝から夕方まで一日中おりましたが、非常に夏場は暑くて、できたら川の横のところに屋根をつけていただいたら、子供たちが水泳をしてちょっと休憩するときとか、そのときにいいんじゃないかなあと思って、ぜひこれを提案したいなあと思って、非常によく管理もされておりますし、夏場の利用者ということで近ごろは非常に夏が暑くて30度を超えるときが多いので、オンとオフを入れるということで、あそこに無事故と安全をモットーにしながら遊んでほしいということで、集落の方たちも非常に高齢化をしております、今はテントをつけたり撤去したりされておりますけれども、非常にそれもきついということもおっしゃってまして、大変暑い一日でしたので、これからも気候がそう変わることはないかと思っておりますので、ぜひあそこに屋根をつけていただいたらなあと、そういうふ

うに思っております。

○副町長（永淵孝幸君）

私のほうから、実は私もその集落の一員ですので、そういった意見が実は集落の中から出ました。しかし、本当に部分的に夏場がほとんど多くて、ほかのときそういったとこつけどって、例えばいろいろ台風とか被害があったとき、じゃ管理はどうしてやっていくのかと、ただ設置していただくのは仮に町にしてもらっても、そういった後の維持管理とか何かも出てきますので、そこら辺はいろいろなイベントのとき自分たちだけで高齢者でできないとなったとき人的応援をお願いしようというようなことで、ことしは役場の若い職員さんを応援していただいたということもあっております。そういった意味で、つけて本当に効果があるのかといったことまで集落の中でもいろいろ議論をいたしました。ですから、確かにそういった要望もあってはおりますけれども、私個人的にその区民一人として町のほうにそこまで今町長にお願いしてするのは、ちょっとまだ時期的にも早いんじゃないかなというようなことを考えております。そして、特に夏場あたり山際に行けば結構涼しいもんですから、そちらのほうに行って子供さんたちとか親御さんたちも涼んでおられるというような状況で、幸い今、木のほうも大きくなってきて、部分的にそういった木陰もできておりますので、今のところはそういったことでやっていこうかというようなことで話はしております。待永議員さんにそういう要望をされた方もいらっしゃるかと思いますので、そういったところでの御意見だろうと思いますが、そういったことで解釈していただければなと思っております。

以上です。

○1番（待永るい子君）

現状はそういうことでした。だけど、高齢化は進んでいくと思われまますので、一つはアユ祭りとかというのを大川内の集落でされているということで、ぜひ続けてはいきたいと、そういうことで続けていけるような施設づくりということを考えて、今後考えただけならなと思います。

以上です。

○副町長（永淵孝幸君）

ありがとうございます。そういったことで、この会は、今、唯一太良町でもボランティア団体として頑張っておるような団体ですので、議員さん方からも、もちろん町長からも精いっぱい応援はしてやるというような中で取り組んでおります。ですから、待永議員さんの意見としてありがたいわけですが、区民でもできなくなったときは、またいろいろな方法を御相談しながらやっていこうかとも思っておりますので、またそのときはそのときでまた御相談したいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第68号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第69号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第69号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（江口孝二君）

この健康の森公園の面積は33ヘクタールあると思いますけど、指定管理に指定されてるのは33ヘクタールを全てか、それとも部分的にしてあるのかお尋ねします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

全体面積が33ヘクタールということで、議員おっしゃったとおりでございます。その中に管理をしている部分は芝生広場とか駐車場、また公園内道路、公園内遊歩道とか、そういうのも管理しております。単純に面積的に言える部分であれば芝生または桜の木等々植樹されております1.44ヘクタールが常時管理されているというようなこととなります。ただ、道路等についても当然のり面とかそういうところがございまして、その辺についても当然管理はしていただいているということで、それ以上の、1.44以上の面積になろうかと思えます。

以上です。

○5番（江口孝二君）

先ほどの待永議員の中にも話があったんですけど、私も実は日曜日に全部見て回りました。はっきり言って金額が388万8,000円ですかね、指定管理料が、これはあいあい公園と比較するわけにはいかんとは思いますが、率直に言うて高いんじゃないかなと思うんですよ。というのは、使う時期が、利用者も1,202人ですかね、あいあい公園よりも少ない。まして使う時期は限られていると思えますので、これは部分的に区切ってするということば考えられんのですかね。ということは一人もおらんわけですよ、日曜日であったですけど。だから、半年間なら半年間を部分的にして、それで残りは冬季の期間は小さい箇所だけするというところで削減とかということば考えられませんか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

年間通じて一定の作業を計画されて今行っていたらというように思っております。除草作業含めて剪定等々、その時期時期に合わせて行っておられるところでございます。また、施設内には便所等々、ほかの遊具等もあわせてそういう施設もございまして、そういう安全管理ですね、その辺も含めて日ごろから点検等を行っていただく必要がございますので、現状的には議員おっしゃられるように分割した形でのやり方というのは非常に難しい部分もあろうかというように今のところは思っているところです。

○5番（江口孝二君）

農林課と建設課のほうで担当が変わりますが、積算、本来新年度で聞くべきか知りませんが積算ですね、根拠となるもの、話に聞きますとシルバーなんかの単金を適用されていることも聞きます。そこで、佐賀県の最低賃金ですかね、715円ですかね、よりシルバーのほうが少ないと思うんですよね。そこら辺のところを考えると、先ほどのあいあい公園についてはある程度ボランティアという副町長の答弁もありましたけど、なるだけ削ってあるごたあ気持ちができるわけですよ。実際私は写真、カメラを持っていったんですよ。でも、余りにも恥ずかしくてここで出すわけいかんけん、そういう状況なんですよ、あるところについては。だから、そこら辺も今先ほど1年通してしなくてはいかんということやったら、そこら辺のびしゃっとした積算根拠を今後は示してもらわねばいかんですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

これについては、29年度からの新たな指定管理というように、計画書のほうでは委託料の明細というように形をいただいております。その中で人件費のほうが一番多いというのは当然のことでございますけれども、実際ああいうところの維持管理というのは、なかなか技術的なところも多少必要なところもあろうかと思っております。議員直接行かれて感じられたこと、また私も当然現地のほう見させていただいて感じたこと等、若干食い違うところもあるかもしれませんが、常時手入れされてるところはある程度は管理をされているのかなあというように今でも私も感じておりますし、今後においてその委託料関係でもっと安くなるようなことができるのであれば、当然そちらの方向でなされていくべきかなあとは思いますが、これについても公募をして1業者しかなかったというふうなこともございますので、現状的には今までのような形をお願いせざるを得ないのかなあというように今では思っておるところでございます。

○10番（末次利男君）

今回、指定管理の指定についてということで6施設が議案として上程されておりますけれども、この議案第68号に限ってではございませんけれども、先ほども質問がっておりますように、この指定管理制度になって今度4回目の指定になるわけですよ。そういうことから、この指定管理者制度の導入の意義といいますか、いわゆる指定管理をする前は町が業者

に委託して維持管理をしていたということから今回一定の業者に管理委託をするということになります。これは、もうもちろんその施設の維持管理というのは、そりゃもう基本的なものでありまして、さらにこの指定管理者の制度の狙いというのは、より施設を最大限に生かしてまちづくりあるいは町の発展にどのように資することができるのか、この辺が大きな狙いじゃないかと思います。やっぱり維持管理費を削るだけがこの管理制度の意義じゃないというふうに思っておりますよ。ほいで、この指定管理を指定されるに当たってどのような業者からの提案があっているのか、またこっちからの指定する側の要望というのはどのようにされているのか、全く私たちはこの制度のメリットというのが出ていないんじゃないかなというふうに思うわけですよ。もちろん施設によって違いますよ。そりゃ努力されているところもある、先ほどもありましたように、そういったところはどのような要するに担当する所管の担当課ですね、どのように、例えば業務にどのようにメリットがあったのか、施設管理運営についてはどのようにあったのか、町の活性化についてはどのような制度に対するメリットがあったのか、その辺は試算はされておりますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

健康の森公園についてですけれども、今回で4回目の指定管理委託というような形での提案でございます。これについては、まず指定管理の意義といいますか、それについては、皆様議員さんも御存じかと思っておりますけれども、値段的に安くできる、先ほど言われましたように効率的に民間の活力を利用して活性化につなげるというような大きな目的があったかと思っております。そういう中で、それが健康の森公園において達成されているかといいますと、なかなか厳しいところもあろうかと思っております。現実には集客数といいますか、そこに来られるお客さんの数も限定されておりますし、ただ所期の目的としてここが健康の森公園というように、もう森林浴とか、そういうのを通じて自然のすばらしさを感じながら健康につなげていただければというような目的でつくられていることもあり、より多くの方に来ていただく努力は今のところ少し足りないのかなというように感じているところでございます。以前は桜咲く時期においては町内の事業所のほうからよく見えられたというようなことで聞いておるところですけれども、現在はちょっと余り見えられなくなったということもあります。しかしながら、そこに足を運んでいただくことができれば、何かしらここもいいねというようなことで感じていただくことも可能ではないかというようなことでは感じているところもございますので、そこについてはこれから情報を発信しながらしていただくように、また意見箱等も設置してありますので、そういう意見を参考にしながら、できるものであればそれに応えていければというようなことでは思っているところです。

以上です。

○10番（末次利男君）

今、課長るる答弁もありましたけれども、要するに経費に対して利用度も少ないというこ

とからいろいろ御意見があっておりますように、以前は本当にこれは太良町でも一番桜のスポットといたしますか、そういった状況にもありますし、さくらまつり等もあっておりました。要するにこの施設を維持管理するだけがこの目的じゃないと思うんですよ。もう目的は、これは維持管理するなら、わざわざ指定管理に出す必要ないんですよ、入札すればよかつちゃけん。そういうことじゃなくて、ここをどう生かすのか、どう活性化につなげるのか、どうして交流人口をふやしていくのかという、この施設も一翼を担うわけですよ、この森林公園も。そこを今度の指定管理を指定するに当たって、そういった要望等は出していないのか出せないのか。もちろん業者側の提案がないのかどうか、その辺ですよ、問題は。どうですか、その辺は、内容は。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

今議員が言われましたように、こちらのほうからは要件的には今までどおりの形で募集はかけております。しかしながら、こちらのほうからこういう状況、お客さんの集客が余りできていない状況の中で何か新たな取り組み等々ができるものはないですかというような要望は提案してもいいかと思えます。そういうことをすることによって少なからず集客の増につながればいいことでありますし、そういうふうな形に持っていかなければならないというようなことでは思っておるところです。

以上です。（「期待しておきます」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○2番（竹下泰信君）

指定管理につきましては、この太良の監査委員のほうから監査結果の報告というのが出てまして、その中で監査結果及び意見というのがあります。その最後のところに、監査した結果、補助金の交付申請書あるいは実績報告書の審査が十分でないところが見られたというような指摘があってます。したがって、この辺のところを解消するということと、もう一つはそれぞれ提案理由がありますけれども、この提案理由をもう少し見てみますと、例えば条例第5条によりましてとか条例第4条によりましてとか、そういう表現がされてあります。これでは具体的な感じがちょっとわかりづらいんじゃないかなろうかというふうに思いますので、この提案理由をもう少し詳しく書いていただいて、どういう理由でこの指定管理者にしたのか、あるいは予算についてもどういう理由でそれぐらい計上したのかということも書いていただいたら、そういうことが解消できるんじゃないかなろうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

提案理由につきましては、一般的なちょっと形式によって上げさせてもらっております。内容につきましては、いろいろ述べるとちょっと結構な量になりますので、私としては提案理由は今のままでいいんじゃないかというふうには考えております。あとはこの質疑の中で尋ねていただければというふうに思っております。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

もろもろと意見が出ておりますけど、期間が3年で4回目、いわゆる12年ですね、12年で1回目の指定管理のときは確かによくやってもらってる箇所もあります。ただ、これマンネリ化になるおそれがありますから、おなじごとずっとですもんね。だけん、私はこの指定管理者、これだけ何カ所かやっておりますけど、これはもう直営でやったがようでくっじゃないかなというふうな指定管理者の方もおります。だから、そこだけは公募をして、公募をしますけども、もうワンパターンで同じ人ばかりですもんね。だから、場合によってはさっきの皆さんたちから提案があった分離もできる分については分離もして、新たにそういうふうな指定管理者制度を、直営と何というふうな形もしてもいいんじゃないかというふうに思っておりますよ。もうこれは確かにもう何と言いませんけども、同じ人でこいがやという、こんくらいやって、もうこれはマンネリ化しとったというごたつとありますから、そこら辺も公募の条件としてある程度は切りかえせないかんとこがあるなというふうに思っておりますよ。これ、さっき議員さんたちおっしゃったとおりに直営とする同等以上をサービスして金額は抑える、これが指定管理の原則ですから、そこら辺をもうちかっつと審査委員会を設けておりますから、その審査委員会の中で意見を統一して、審査をもう少し厳しくやってもらいたいなというふうに、そういう指示をしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第69号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第70号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第70号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（待永るい子君）

竹崎城址展望台公園ですけれども、利用者というか参加してこられる方が1万8,151人とすごい数字をあらわしておりますけれども、非常にトイレが汚いです、いつ行っても。やっぱりあそこは小さいながらもお城があるので、そういうお城のある風景というのを醸し出さなければいけないんじゃないかなと思いますけれども、四季折々の花もあつたりなかったりという状況なんですけど、その辺はどういうふうに考えてらっしゃいますでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

竹崎城址展望台のトイレが汚いという御指摘できたけれども、私が行く限りではいつもきれいに掃除をされていて、唯一あそこの施設は月、火以外は常駐で管理人さんがおられて毎日清掃をされておりますので、かなり管理は行き届いてるかというふうに認識をしております。ただ、そういった御指摘があったことは指定管理者のほうにも伝えて、きちんと清掃等をしていただくようにさらに指導をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（待永るい子君）

やっぱり清掃というのは基本中の基本ですので、特にトイレはいつ行っても、1万8,151人という人が、全部は行かれないかもわかりませんが、利用者が多いということですので、いついかなるときでもきれいにしてあるという、そういう状況をつくっていただけたらと思います。

それと、四季折々の花ということで、すぐ花の苗代とかそういうことを言われますけど、私たち総務常任委員会が視察に参りました長島町にはツワの葉を道端にきれいに植えてあったんですよ。今ちょうど黄色い花が咲いてて、それはもうとってもきれいな状況でした。そういうふうに工夫をしながらやっていかれたらどうかなと思います。せっかく来ていただいているのに滞在時間はほんの数分という、そういう状況だそうです、竹崎城。だから、せっかく来ていただいたら、あの辺を散策してもらって、少しでも長くいていただいて、そういうふうな環境づくりが大事じゃないかなあとと思いますので、その辺についても今後お願いをしたいと思います。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

以前議員さんのほうからそういった御指摘をいただいておりますので、今現在の指定管理者とも協議をして四季折々の花ができないかといったことで今現在研究をしている状況ですので、なるだけ実現できるようにこれからも指定管理者と連携を密にして実施していき

いというふうに考えております。

○10番（末次利男君）

今回、先ほど申し上げましたように6施設が別々に議案として出ておりますので、非常にどこで質問をするのか難しいわけですが、先ほども申しましたように指定管理者制度というのは維持管理費を抑える、これも一つの目的かもしれませんが、もっと大きな目的があるというふうに、言いましたとおりに。それで、個々に議案が出ているように、個々の事業を査定、また提案ということになりますけれども、例えば大川内のあいあい公園、「愛」ですね、新太郎荘、あそこは町娘の「恋」ですよ。竹崎城址の月の引力が夜中によく見えますね。こういった、これを連携をして、そういった物語をつくって、太良町をもう一回、恋のトライアングルじゃないですけども、そういったことに生かしていくような要素というのはいっぱいあるわけですよ。そやけん、単独でも確かにそりゃ維持管理はそりゃそうですけれども、やっぱりここらには希望、そういう可能性のある施設については連携をとって、そういったところをもう一步町を売り出す一つの大きな要素があるというふうに考えます。その辺をもうちょっと管理制度を活用して、より一層この町のPRにつなげていくということをもっと担当は考えるべきじゃないかなあというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

指定管理に限らず、そういった議員の御指摘についても町内の観光協会なり文化連盟、歴史に精通された方なりとか、そういった方々と話をして、なるべく観光振興、町の活性化につながるような施策を研究してまいりたいというふうに考えております。

○10番（末次利男君）

要するにこれだけどんどん人口も減少して疲弊をしていますけれども、どうしても定住人口というのは少なくなるというふうに考えます。そういった中でいかにして交流人口をふやしていくのか、太良町の魅力を外に向かって発信していくのかというのは今後のまちづくりの大きな課題だろうというふうに考えます。そういった中で、そういった施設の有効活用というですか、ここ、ないものを憂いてはどうもならんわけですから、あるものをさらに磨いていくという姿勢をとれば、当然1個でできんとなら連携してもやろうかというような意識をここ太良町は醸成していかないと、恐らく消滅町に近づくというふうに考えますので、その辺が企画の一つの腕の見せどころだというふうに思いますので、期待をいたしております。よろしく。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第70号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第71号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第71号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（下平力人君）

せっかく指定管理ということでそれぞれの地域をきれいに草払い、清掃、今話が出ておるように花木等も植えられ、これは1つは結局観光客のよりどころとして今後活用しながら、さらに今の人口、流動人口でもふやしながら、さらには太良町もう一回行ってみようかなと言われるようなところまで工夫が先ほど来出ているように工夫が必要ではないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

先ほど末次議員の質問にもお答えしましたとおり、各部署と連携をとりながら町の振興に努めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○11番（下平力人君）

せっかく金をそこそこ落としているわけですから、それを活用するという今課長さんからの話でございましたけれども、目に見える形で人、観光のお客さんたちを引き寄せていくという積極的な工夫というのは余り見られないと、声では聞きますけど、なかなかそこら辺まで切り込みというか、そういうのができないのかなと。1つにはガイド、昔ガイドさんというのも話は出ましたけれども、そういう人でもボランティア活動の中で養成をしていく必要もあるんじゃないかなと。せっかくの太良のよさをみんなに知っていただくということでは、誰かそこに説明をする人、太良のよさあるいは歴史的なものをひもといっていくような人を見つけていかんと、金は要るかわかりませんが、雇用をしていただくことはできないかなというふうに思うわけですよ。

○町長（岩島正昭君）

太良町は人口移動交流人口増という形を今政策いろいろとっておりますけど、私も数年前

からこういうふうな旅館業につきましても通過型じゃなくして滞在型を目指しましょうというふうなことで、太良町、今、議員さんたち御指摘のとおりいろんな文化から歴史、それから地形ですね、見るとこいっばいあるんですよ。だから、これを観光協会が取り上げて、例えば1時間コース、半時間コース、2日コースというようなコースをつくって、そして各旅館のほうに連携をとりながら、旅館から1時間コースお願いしますよ、観光協会にして、ほいで詳しい人おるんですよ、山、歴史、それからいろんな施設ですね。そういうような方が登録をさせていただいて、そしてそっちから連絡とってガイドで来てもらうという方法をとったらいんじゃないかというようなことで、もう2年ぐらい前からそういうふうな話をしよっとですけど、そしたらもう旅館から観光協会に連絡して、登録が、きょうは山を見たいという人があるなら山の詳しい人を登録しとる人を呼んで、その旅館に来ていただいて、旅館のバスで周遊するというふうな、そういう政策をとったら太良町をいろんな形で宣伝もできるなというふうな政策は2年前からやっておりますけど、なかなか腰を上げん。もう、また再度、もう言うばかりで腰を上げんもんですけん、私もきゃーなえてですね、言わえじおっとですけども、そういうふうな形で使えばどがしこでんあっとですよ。もう歴史関係は松尾先生で尾辺田においしゃあの人はずごかったですもんね。だから、再度そこら辺をまた取り組んでいきたいなど、太良町宣伝ですね、ぜひいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

議案外じゃあるとですもんね。議案について皆さん質問してください。そのほかについては、ゆっくり飲む席があったりとか、そういう状況の中で町長とも十分話をさせていただければと思います。

○9番（久保繁幸君）

ほんなら、議案内容でいきますが、最初のほうに、最初1のほうからちょっと考えてみますか。NPOと株式会社の違い、それがいかにこの納めていただく生産者に対してメリットがあるのか、その辺をお伺い、今まで大分道の駅等々も私どもも視察、勉強させていただいたんですけど、全国的に見てNPOというのが二、三カ所でしょうかね、全国で。だから、いけないとは言いませんが、どういうふうなその生産者が納品されておられる方がメリットがあるのか、そしてその中で町内産が幾ら売り上げの中で示しているのか、その辺をまずはお尋ねいたします。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

株式会社とNPOの違いでどういったメリットがあるのかといった御質問が1点だったと思いますけれども、たらふく館の利用者側からいけば株式会社でもNPO法人でも特段違いはないというふうに理解をしております。ただ、NPO法人が運営をされてることによって、

その収益の一部を社会貢献といった形で地域の子供クラブとかスポーツクラブでしたか、そういったところへの補助等をされておりました。そういった部分での還元のメリットという分は幾らかはあるかというふうに考えております。

それと、次の町内産の売り上げということですが、ちょっと手元に資料がございませんけれども、大体27年度で4億2,000万円ほどの総売り上げがございますけれども、そのうちの割合的には以前は結構仕入れがなかなか町内産が出なくて仕入れも多かったというふうな話を聞いておりますけれども、もう最近結構町内産の産物仕入れ割合よりも町内産の割合がふえてきたというふうには聞いております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

それで、ここ最近、私たちも宗像の道の駅を視察に行きました。そこで、あそこが20億円、年間売り上げ、うちの道の駅からすると5倍ですよ。それと、この前委員長報告でもあったと思うんですが、減価償却費ということで町に2,070万円お支払いをされてるし、それと利益を30%お支払い、町にお支払いになっております、その30%というのが1,500万円というところ、その辺を勘案してうちの（「管理料」と呼ぶ者あり）管理料は、もちろん管理料はもらってないということを言われておったんですが、その辺から考えていくと20億円、うちが4億円ちょっとですよ。それで、うちのほうのその利益、今あちこちに還元をされているということでNPOのことで還元されるということを知りましたんですが、利益の、利益といいますが生産者の手数料、農産物12、海産物14、それから町外が16というふうな制度でやっておられたんで、それでそれだけの利益が出てるのに、うちは何でこんだけちょっと還元率といいますが、指定管理料が今幾らですかね、328万6,000円支払っている中でどういうふうな年間の事業計画、今うちに還元、うちの町に還元されてるのはこんだけの指定管理料分もないでしょう。何でそんだけ違うのか、どういうふうな事業計画なのか、ちょっと私から考えてみれば頭打ちの時期に来ておられるんじゃないかなというふうに考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えをします。

宗像のほうに視察に行かれたということですが、立地的な観光の客数等は一概にうちとは比較はできないかと思っております。その数字がうちの約3倍とかの売り上げを上げておられてるとかといった数字になるかと思っておりますけれども、そういった中で4億円近くの売り上げを上げておられる中で、その分の大体85%は生産者に還元をされていると、委託販売方式ですので、大ざっぱに言えば手数料15%がたらふく館の収入になります。その85%が結局生産者に返っておりますので、その4億円のうちの15%で、ちょっと計算せんとわからん、それぐらいの収入で維持管理が大体3,000万円とか4,000万円とかというふうな人件費、かれこ

れ、そういったところで、その収益の2分の1を今現在収益配分というふうなことでいただいております。管理委託料というのは、うちも一切お支払いはしておりませんので、全てたらふく館で維持をされております。その中で収益出た分の2分の1で収益配分といったことで今現在は町のほうにいただいておりますけれども、そういった部分もこれから研究をして、使用料として取るべきかどうかといったところは研究をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

その指定管理料は払ってないわけですか。今そのような。（「払っとらん」と呼ぶ者あり）そんなら何で予算書に上がるとですか、予算書には。予算書には、道の駅たらの分の商工費の中で上がるとでしょう。328万6,000円、131ページなんですけど、それはそんならどういうふうな動きになつとるわけですかいね。

それと、もう3回目ですので、事業計画、今後のね、事業計画はどのようにされておるのか。ほんで、毎年の決算書等々の報告はあつてるのか、その辺をお伺いいたします。

○企画商工課長（田中久秋君）

道の駅の管理委託料につきましては、あそこの公園に両左右公園がありますけれども、その管理委託料で別途管理委託を契約をして管理をしてもらっております。その費用と、あと浄化槽の維持管理の費用とかがその中に含まれて、大きなものは大体そういったものが管理委託料となっております。

あと事業計画ですけれども、ちょっと手元に今資料を持ち合わせておりませんので、いろいろ計画をされて観光振興、情報発信といった当然町内産物の委託販売ですので、そういった部分を主にしながら観光面でも情報発信とか、そういったものを努めていきたいといった、大ざっぱな内容ですけれども、そういった計画になっております。

それともう一点は何やったですかね（「決算書の報告はあつておるか」と呼ぶ者あり）毎年事業報告は、決算報告はいただいております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第71号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第72号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第72号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（所賀 廣君）

これは向こう側、北側の多分ゆたたり館のことだと思いますが、これができるのは中山間総合整備事業の一環としてつくられたと思いますが、これは何年にできたのか、またそれ以降の利用者数の推移あるいは収入、支出、収支の推移、この3点をお伺いしたいと思います。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

活性化施設が開いたのが平成17年度からです。指定管理に指定したのが21年度からになっております。利用者につきましては、昨年27年度が5,645名になっております。

以上です。（「収支」と呼ぶ者あり）

収支につきましては、利用者が使った利用分については、ゆたたり館の指定管理のほうで取っておられますけれども、ちょっと済みません、あいにくその資料が手元にありませんので。

○6番（所賀 廣君）

実はこれは中山間総合整備事業で平成17年からということをお申しましたが、補助金適正化法によって多分もう8年は過ぎてると思いますね、17年だと、もうそれから約11年ぐらい進んでいるわけですので、この補助金適正化法によってこれがつくられたとすれば、もう8年、自分の記憶では多分8年が過ぎたら自由に使っていいというか、それ以前は柱の一本も削ったらいかんよとかという縛りがあったと思いますが、もうそれは私が思ってる考えでいいでしょうか。8年が過ぎたから何かもっとほかの考え、利用の考えがないのか。間違っていないでしょうか、私。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

今議員言われますようなことも考えられますけれども、自由に使っていいような時期は来るとは思っていますけれども、多分8年か10年かだったと、ちょっと記憶が定かではございません。

んけれども、その後のどういったことに利用するかということは、現在のところではまだ考えておりません。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

これ、今観光案内所がこっちが南側のほうにできてますけど、当時考えられたことがありました。あそこの入り口の左側にちょっと引っ込んだような部分があって、そこにというふうな話があったときに、いや、これはちょっとさわられる物件じゃなかけんが、ここにくっつけてしまうとまずかよということで観光案内所が向こうのほうに計画されたということを知ったことがあります。実際あそこの設備、建物等、どうももったいないような気がしまして、もういっそのこと方向転換をして集客にも大いに役立つような何かの施設に改造といえますか、やりかえてしまったほうがよくはないかなと思います。あれだけのスペースの厨房施設もあるわけですが、利用価値、利用頻度がいまいちのような感じがするものですから、その辺はぜひ考えていただいてやっていただきたいと思いますが、これ具体的に検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

議員言われますようなことを踏まえて今後の研究、検討課題としていきたいと考えています。

以上です。

○議長（坂口久信君）ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第72号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第73号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第73号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（待永るい子君）

これ、指定する団体が漁師の館運営協議会となっておりますけれども、代表者の方とメンバーはどのような方でしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

代表者は竹下元一さんでございます。運営協議会の運営委員のメンバーは、ちょっと手元に持ち合わせがございませんので、後だつて報告をさせていただきたいというふうに思います。

○1番（待永るい子君）

それと、営業時間というのは決まっているのでしょうか。夜間にあいていたとか電気がついてたというお話があったので、その辺のところの決まりはどうなっているのでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

一応条例のほうでうたっております時間は午前9時から午後6時まででございます。ただ、ことし、今年度につきましては、5月から8月いっぱいまでは営業時間の延長ということで町のほうに申し出がございましたので、その期間は8時30分まで期間を延長して営業をされております。

以上です。

○5番（江口孝二君）

今の答弁ですけれど、予約を入れたらいつでもできるということを何回も聞きます。実際、今言われた期間外に、先月でも何回もあっております。そこら辺はどのような取り扱いになっていますか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

ちょっとその情報は私ども初耳でございますので、至急管理者の漁師の館のほうに問い合わせをしてきちんとした指導をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第73号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第74号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第74号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第74号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第75号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第75号 平成28年度太良町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（田川 浩君）

一般会計補正予算6ページ、債務負担行為補正ということで、太良町定住促進住宅整備事業費ということで限度額10億2,000万円ほど上がっております。これも前回先日全協のほうで説明受けましたけれど、基本的なことを再度聞いてまいります。事業の概要ですけれど、こういった建物で戸数が建つのか、まずそれから聞かせていただけますでしょうか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

今回の太良町定住促進住宅整備事業の概要につきまして、住宅地域優良賃貸住宅型RCづくりの3LDK、1部屋70平米を考えております。その戸数が40戸余りを計画しているような状況でございます。

以上です。

○3番（田川 浩君）

どういった建物で何階建てとか、あと何棟建てとか、そこら辺もできたら。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

1フロアが4室ですので、5階建ての20戸、その建物2棟を計画しとるような状況です。

○3番（田川 浩君）

了解しました。

それと、入居資格のほうなんですけれど、一応この前説明受けたときは、今子育て世帯と新婚世帯等の中堅所得者を主軸にするということでしたけれど、その入居に関して、例えば優先事項を設ける予定はあるのか、というのは、例えば今鹿島市のほうで祐徳神社に入るところに雇用促進住宅を払い下げてもらった住宅がございますけれど、あそこの入居要件と違いますのは、例えば鹿島市さんで言ったら、あそこは町外からの転入者で、しかもお子さんが小学生とか、そういう小さなお子さんがいっぱいいらっしゃる家庭を優先的にあそこは入れられるんですね。そういった優先条件をここの住宅もつけられる予定があるかどうか、それはまだ検討中かどうか、そこら辺はどうでしょうか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

入居資格につきましては、前回の全協でも説明しましたとおりで、今議員言われますような条件をつけたようなことについては、今後業者が決まり次第、そういったことを細部的には今後の検討課題としておりますので、よろしく申し上げます。

○3番（田川 浩君）

それでは、ちょっと最後に聞きます。今のところ入居者の募集予定ですね、それはいつごろからになる予定なんでしょうか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

今スケジュールでは平成29年7月ぐらいには、7月上旬ぐらいには入居募集の開始を始めたいというふうには思っております。

以上です。

○8番（川下武則君）

同じような質問なんですけど、実は40戸ということで、戸数的には問題ないといいますが、ちょっと多いんじゃないかなあというふうに考えてるんですけど、当初果協跡地を買ってするときには、もしよければ一戸建てをして、一戸建てで5戸できるか10戸できるか、太良町に残ってくれる方が5年ないし10年そこで家賃を払ってくれれば、最初はその方たちにおあ

げするというふうな話の中でいいことだなと思っていろいろ考えてたんですけど、話がずっと変わって今のようになって、ずっと仮に20年、30年しても、結局そこに定住促進の中に長く住んだら家賃を下げるとか、家賃をそのまま維持するとか、そういう部分も結構あるかと思うんですけど、家賃の設定にもよって実は鹿島のほうもそういうのをつくるということなんで、どうしても鹿島よりも安くしないと入居者が多分40戸みんな埋まるかどうかといったときに、ちょっと不安に感じたんですけど、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

入居の状況はどうだということだと思いますけれども、今現在いつ建つのだというような問い合わせが何件かあっております。入居に関しましては、今うちがアドバイザー契約PFIとしておりますけれども、そういったところとの協議の中で40戸ぐらいは入るだろうということで想定して計画をしております。それには、その部屋が満タンにならないような場合、先ほど田川議員言われますような状況の中で優先的にどうでしょうかというようなこともできるとお思いますので、いろんな方向で考えていきたいとは考えております。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

補正予算書の27ページを見てみますと、商工費の中の観光費という科目があります。これは町長が提案理由の中で説明しておられます。観光費の竹崎カキを満喫するバス運行事業委託料340万円はサントリーホールディングス株式会社と佐賀県のコラボ事業である楽しサガばい事業における竹崎カキ賞味客誘致に対して太良町がバス運行事業費を負担し事業支援を行うものであるというふうにあります。この辺をもうちょっと具体的に説明をしていただきたいと思いますが。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えをいたします。

この計画につきましては、今現在、まだ県とサントリーさんと観光協会とうちとで計画を練っている状況ですけれども、現段階で決まっているのは、まずうちの竹崎カキをもっと県外にPRをしたいという県の思いからこの企画がスタートをしております。そこにサントリーさんというところが出てきて、そのコラボをやりたいといったことで急遽県のほうから話がおりにきております。大体1月の間、ちょうど今現在特急「かもめ」が多良駅に停車をしておりますけれども、それを活用して長崎とか福岡方面から特急を活用して太良のほうに来てもらってカキとサントリーのワインとをコラボした商品を提供するのはどうだろうかといったことで県のほうから話が来ております。

まず、今現在での内容ですけれども、竹崎カキと白ワインのマリアージュの提供と、もう一つがイベントの開催といったことで内容は計画をされております。うちの竹崎カキと

サントリーの白ワインとをコラボしているいろんなレモンと生ノリをトッピングした商品とか、ユズコショウとオリーブオイルをかけ合わせて出すとか、ほかにはバラ干しノリとチーズをカキと合わせて出すとか、そういったものの提供をカキ小屋さんで提供をしてもらって、それとサントリーの白ワイン等で提供をするといったような内容でございます。

イベントにつきましては、これは日程だけ決まっておりますけれども、1月7日にイベントが開催をされる予定でございます。そのイベントには知事も見られるということで、広く県とサントリーのほうでPRをされると。その翌日、1月8日からこの企画がスタートして特急「かもめ」を利用して太良町においでになった方を多良駅から多良方面、大浦方面へバスで各カキ小屋店舗を回ってお客さんをおろしていくと。朝の午前11時5分ぐらいがたしか多良駅の停車になっておりますけれども、それで来られた方が次の13時5分ぐらいやったと思いますけれども、その「かもめ」で帰られると。11時で来られたときに各カキ焼きにバスで送迎をして、3時の電車に間に合うように迎えに行つてするといったバスの運行事業を太良町がすると。この分については、さが未来スイッチ交付金を活用して県2分の1、町2分の1の財源で実施をするといったような内容でございます。

以上です。

○6番（所賀 廣君）

1月8日からスタートする、バスを多良方面、大浦方面云々という話でしたが、まずこのバスの運行を誰がするのか、カキ小屋テントを回るという説明でしたが、いろんなところカキ小屋があります。これをバランスよく回っていくという意味なのか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えをいたします。

まず、バスの運行ですけれども、これは今現在祐徳バスさんのほうに委託をしたいというふうに考えております。カキ小屋の回る周回の内容ですけれども、この企画に賛同をされるカキ小屋さんの店舗を多良駅から順に多良方面にこっちから行けば竹崎海産とか漁師の館とか大福丸とかありますけど、そういった感じでルート順におろしていくと。ほいで、大浦方面はあそこは最終は園さんで、手前からずっと賛同されたカキ小屋におろしていくと、三宝さんとか、そういったおみやげ村さんとか、そういったところあるかと思っておりますけれども、最終はあそこですね、蟹御殿の「オレたちのカキ焼家」ですね、あそこが賛同されればそこが最終になるかと思っております。そういったことですとおろしていくように計画をしているところでございます。

○6番（所賀 廣君）

ずっと回るということでしたが、まずそのバスがおろすカキ小屋さん、これは太良町が決めるわけですか、それともこれに応募された方がどこに行きたいというふうに決められて、じゃそこでおろしましょうというふうになるわけですか。どっちですか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えをします。

そのルートでずっとバスが停車しますので、そこでその店に行きたいというお客様がおりられるというふうな形になるかというふうに思います。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

今、企画等々にはお話をいただいたんですが、カキ組合等々はできておりますか。観光費でここ出費をなされますが、観光協会等に入っていない店等もあるのではなかかという、今聞いたところでありますが、そういうところでもどこでも自由にお客様おろすというふうな計画ですかね。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えをいたします。

この企画がサントリー、佐賀県、太良町、太良町観光協会でも共同で開催をしますので、カキ小屋については観光協会加盟のカキ小屋さんにお話が行っている状況でございます。

組合については、まだ現在できていないというふうに認識をしております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

今ずっと上のほうからずっと言われたんですが、皆さん観光協会の組合員さんですかね。そこは把握されておりますか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えをいたします。

カキ小屋の賛同については観光協会のほうで回っておられます。今先ほど私が申し上げましたカキ小屋の名称については、例えばの例で言っておりますので、今先ほど申し上げたカキ小屋が全て今回の賛同されたカキ小屋ではございませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○10番（末次利男君）

25ページの農業振興費について、この負担金及び交付金の中で中山間地域直接支払交付金ということで今回23万4,000円の追加補正がなされておりますが、その中身と、当初予算で3,891万2,000円という予算が組んでありましたけれども、この制度が始まって、もう今6期、7期目、事業期間、多分、その中で、当初この予算が1億円ぐらいあったんじゃないかと思えますけれども、その当初の面積と今の面積、どれぐらいの減少が生じたのか、その辺はわかりますか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

今、始まってから最終的に今5期目に入っております。1期5年ですので、もう20年前から始まっているというふうな状態でございます。それで、今手持ち資料を持ち合わせておりませんので、その差については即答はできませんけれども、後だってお答えをさせていただきたいというようなことで思っております。よろしいでしょうか。

○10番（末次利男君）

今回23万4,000円の補正というのはどういうことですか。それと、恐らく私の記憶から億単位だったというふうに記憶をしておりますけれども、3,800万円、6割減、正確な数字はちょっとわかりませんが、相当減っていると。先ほど農業委員会のお話もありましたとおりに、非常なスピードで、高齢化よりスピードが速い荒廃地率ですよ。これを何とか立て直そうというのが先ほどの農業委員会のその制度改革だったと思いますけれども、今後先ほど認定農業者の数とかいろいろ言われましたけれども、人・農地プランの調査があつておると思いますが、そこら辺の総体的な状況というのはどういうことでしょうか、将来的に。大体のところ、その辺は、正確な、それは将来のことですから、先のことですから、恐らくなかなか確定はせんと思っておりますけれども、方向としてはどういうことですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

先ほどの質問の中に今回23万4,000円がふえたことについてもお聞きになられたかと思っておりますけれども、これについては面積の増によるものでございます。一番大きいのが集落戦略というような計画を15ヘクタール以上をもってすることによって、これまでににおいては団地で1人でも抜ける場合には、もう全体責任というような形でされておりましたけれども、この集落協定を結ぶことによって1人抜けたらその1人だけの処理で済むというような制度もございまして、15ヘクタールに満たない地区において最大限努力していただいて15ヘクタールをカバーしていただいたというのが大きな面積の増加につながっていると思っております。またあわせまして、農地のこれまで編入されてなかった部分が編入されたということも大きな要因となっております。

それと、人・農地プランというようなことですが、議員御存じのとおり新規就農等についてもなかなか伸びない状況でございます。地域において今後の農家のあり方、農家の後継者等の育成等についても話す機会等々があればできるだけ出ながらしていかなければいけないというふうなことは重々わかっておりますけれども、今取り組んでいる事業等をもう少し精査しながらそちらのほうにつながるような形で持っていければなどというようなことでは思つるところです。最大限努力はしていきたいというようなことで思っております。

以上です。

○8番（川下武則君）

31ページの農地災害復旧の26カ所て載つとつとですけど、これ以外に家の裏がちょっと崩

れたとか、また畑が査定にかからんぐらい壊れたとかという話も結構聞くとですけど、それを幾らかでも町のほうでも補助といたしますか、そういう部分を考えてやっていけないものかどうか、そこら辺と、あとここに書いてある施設の6カ所と書いてあったとぼってんが、実は道越のほうもあるところがちょっと崩れて今通行どめにしとるもんやけん、通るだけでも通れるごと何とか建設課のほうに言うてくれんやろうかてやったけん、今回それが載ってくるかなと思ったら載っとらんやったもんやけん、通行ができるだけでも町のほうで先に何とかならんかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○建設課長（土井秀文君）

お答えします。

今回の補正につきましては、農地が26カ所、施設が6カ所、6カ所につきましては全て道路でございます。

それで、1点目ですけれども、今回の災害にかからなかった分は何とかならないかということだと思いますけれども、町の単独事業がございますので、そちらのほうを申請していただいて活用していただければとは思っております。

それと、道路が通行どめでということと言われてます箇所につきましても、再度検討して、早急に通行どめ解除できるように努力したいと思います。

以上です。

○8番（川下武則君）

それで、家の裏がちょっと崩れたとか、ちょっといろいろした部分に関してとかというのは、区長さんを通じて申請を出せば受け付けをしてくれる部分なのか、その本人だけの申請でよかもんか、そこら辺も含めて、なるべくそういう方たちの要望にに応じていただきたいなあというふうに思いますけど、町長どうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

この分については、今担当課長が申し上げましたとおりに町の単独事業ということで、その受益者の方と区長さんの連名で今まで出してもらっております。どうして区長さんの連名かといいますと負担金がございますから、その件で連名でお願いしとるといようなことでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

まだ続くけん、これが終わるまで、しますので、ちょっと待ってくださいね。

○9番（久保繁幸君）

特産地づくり推進のここに書いてあるまずはタマネギのベト病というのはどんなものか、私は余り農業のこと余り知らんもんで、これをここで80万3,000円ですか、予防防除を目的とした薬剤の補助金ということで上げてありますが、まずはこのベト病というのがどうい

ものなのか、ちょっとお伺いいたしますが。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えします。

ベト病というのは、タマネギに発生する、ちょっと何といたらいいか、ベト病というほどで、ベトベトしたような病気が出て成長を妨げるというような状況になる病気なんですけれども、白石等々においては通行の際にごらんになったかと思えますけれども、一面普通の生育じゃないというふうな形で、しぼんだような形で小さくて成長しないというような障害を及ぼす病気でございます。これについては土壌の中にその菌が存在しておりまして、それがタマネギの植えつけと同時にある程度の成長をもったときに発生するというふうな形になっておりますので、隣接する農地等があればそちらのほうに飛散するというふうなことも考えられるので、今回白石等々で多大な被害を及ぼしたことを踏まえて県が緊急対策というふうなことで乗り出したところでございます。ちょっと説明等について詳しく言えなくて申しわけないんですけれども。直接見ていただくと一番よかったですけれども、そういう形でもよろしいでしょうか。

○9番（久保繁幸君）

ここに5,311アールという、これ5町3反と思うんですが、それで土壌を消毒するわけですか。その植えた苗を消毒するのか。それと、この生産農家がどれくらいうちの町にあるのか、タマネギというたら白石てばかい聞くもんやけん、どれぐらいの数があつて、ここ3年ぐらいの生産量、売上高はどのような推移でいって、ベト病が出たのでどんだけぐらいの被害があつたのか、その辺がわかれば教えていただきたいと思うんですが。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

面積的には53町ですね、53ヘクタールになります。それで、該当者については、農協等の部会員、タマネギ部会に入られてる方と一般のそれ以外の方とを集計しまして、ちょっと戸数的には今持っておりませんので、後だって御報告をさせていただきたいというふうに思います。

生産のほうの推移についても、総会が毎年あつてる関係で数量自体は農協のほうは把握できておりますけれども、農協以外のもありますので、その辺含めた場合に、はっきりした数字等は把握できない部分もありますけれども、農協等の推移というふうなことで後だって御報告させていただければというふうなことで思っております。

○9番（久保繁幸君）

そしたら、この補助金、これはほんなら農協に加盟してない人でも個人販売の人でも両方とも補助を出してもらえるとというふうなお金ですかね。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

これについては、県の補助と町の補助、農協からはございません。（「いやいや、農協から出るんじゃない、農協に加盟している人も」と呼ぶ者あり）済みません、ちょっと聞こえなかったもので申しわけございません。農協以外の方も対象ということで拾い上げてしております。それで、最終的にはもう一回ぐらいは広報等をしながら最終的な吸い上げをして、末端まで不公平にならないような形での処理をしていきたいというふうなことでは思っております。

○5番（江口孝二君）

16ページのふるさと応援基金についてお尋ねします。今回補正が上がってますけど、前回9月も上がってますよね。太良町にとってはうれしい悲鳴でうなぎ登りで上昇中ですけど、これが予想以上になった場合に、期間も短いので、専決処分をされるのかどうかお尋ねします。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

ふるさと納税の補正額につきましては、当初1億5,000万円というふうな予算を組んでおりました。その後9月で1億5,000万円、上乘せ3億円と、それから今回12月の補正でさらに3億円上乘せして6億円といった今予算立てしております。御案内の今後の見込み、その対応でございますけども、なかなかこの先がつかめないというところもございます。したがって、その対応につきましては、基本的には臨時議会が考えられますけども、どうしても緊急性が出てきたとなった場合には、専決等も考えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○10番（末次利男君）

16ページの企画財政管理費の負担金交付金ですね、さが未来スイッチ交付金事業補助金ということで、この事業はことし初めて出てきた事業であって、6月の補正で640万円の計上があっております。当時3件というお話でありましたけども、この4万2,000円の追加補正はどのようなものか、そして3件の事業はもう終了しとるというふうに思っておりますが、その中身はどうであったのかお尋ねいたします。（「19ページの」と呼ぶ者あり）19ページでしたか、済みません、ごめんなさい。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えをいたします。

さが未来スイッチ交付金事業についての御質問だったかと思えますけれども、今現在今回の補正を含めまして件数でいけば全部で15件になります。この事業につきましては、ソフト

事業をメインとしたA区分の部分とハード事業の部分でB区分という2種類ございますけれども、A区分のほうがソフト事業で棚田を活用した中尾地区の棚田のイベントの部分が1件でございます。もう一つが海中鳥居を活用した事業でございます。もう一つが広江古墳の再生といった事業が、この3件がソフト事業でございます。残りのあとのB区分については、各地区人口が減少率の高いところから採択をした各地区の公民館等の備品とかエアコンの設置とか、そういった事業でございます。今回の補正の4万2,000円につきましては田古里地区の公民館での高齢者向けの椅子の設置をしたいといったことで要望が出ておりますので、その分でございます。

もう一つ、A区分のほうで今回の竹崎カキのバスの周遊事業がA区分のソフト事業で加わっております。A区分が4事業でございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第75号 平成28年度太良町一般会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

答弁漏れがございましたので。

○企画商工課長（田中久秋君）

先ほど待永議員さんの漁師の館の運営委員ということでございますけど、答弁漏れがありましたので、答弁をしたいと思います。

委員さん、8名いらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

昼食のため暫時休憩いたします。

1時から始めます。

午後0時12分 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

それじゃ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第76号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第76号 平成28年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決いたします。

議案第76号 平成28年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第77号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第77号 平成28年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第77号 平成28年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第78号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 議案第78号 平成28年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（江口孝二君）

簡水の8ページですね、工事請負費の2,256万2,000円上がっていると思いますけど、この工事概要と工期についてお尋ねします。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

町長の提案理由説明のときにも申し述べましたとおりでございますが、この2,256万2,000円のうち主に3点ほどございます。それで、伊福地区簡易水道の布設がえ工事におきまして、27年度において一部施工残が生じてしまいました。予定外、計画外の橋梁添架間のかけかえ工事が入ってまいりましたので、その分でちょっとしわ寄せがございまして、174メートルほど施工残が残ってまいりました。その分と、それから今回5年間の改良計画の中で中間年に当たるわけですが、計画全体を見ていく中で、今回改良分の末端部分に当たる部分が来年度の施工計画になっておりましたが、ブロックごとの管理の有効性も高めるためにも、本年度でその分はやってしまいたいということがございます。

それから2つ目に、前年度施工、布設がえ施工分の舗装工事、これについて前年度どうしても期間足りませんで、今年度の当初に行ったところでございます。

そしてもう一つ、今年度実施します布設がえ分の舗装復旧について、当初計画では影響部分のみ、掘削部分のみの舗装の予定で計上しておりましたけども、現状を見ますと舗装の状況がかなり劣化しております。それで掘削等をいたしますとどうしても影響がかなり出てまいりますので、その分については全面舗装復旧で行いたいというふうなことで、この分についても工事費の増加がございます。

それから3つ目といたしまして、今年度の当初予算については25年当時、26年から5カ年計画で行っておりますが、25年当時に全体の5カ年計画を立てたところでございますが、実際単価等につきましては当時のままのものを用いて今年度当初予算を組んでおったところでございます。その後、東日本大震災等いろいろな状況の変化がございまして資材、労務単価等が急激に高騰したところがございます。

それから、平成27年度には、それらの影響もございまして諸経費率の変更等もございました。よって、当初予算で組んでおりました予算額ではどうしても賄い切れない部分が発生し

たところでございます。その分について2,200万円、伊福地区簡易水道について2,200万円増額したと。56万2,000円については独自財源で行った工事費の、終了したことに伴って56万2,000円不足したことの補正ということになっております。

以上です。

済みません。申し漏れがございました。工期につきましては、今、懸命に設計業務を行っております。それで、それが済み次第、入札等を行いまして、3月末近くまでの工期になるかと思えます。

以上です。

○5番（江口孝二君）

今、詳細に説明を受けましたけど、前倒しの分ね、今先ほど説明された前倒しをしますというとの延長、それとその工期、私が言うたとは、確かに材料費高騰で請負そのもの材料費等々が高騰になっていると思いますけど、果たしてその2,200万円で本当に3月末で工事が完了できるのか、そこを再度確認します。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

前倒しに係る分の延長といいますのは、伊福地区の湯牟田地区になりますけども、その末端部分の150メートルほどを予定しておるところであります。

それから、2,200万円でどうなのかということでございますけども、今年度の当初予算そのものが要はちょっと不十分な見積もりによって行っていたというものがこの今回の補正につながっているわけです。と申しますのも、予算要求の時期と工事が時期が11月、12月になってから、そのころまだ27年度の工事がどうしても先が見込めない状態で、仕方なく当初の計画のままの予算で行っていたと。2,200万円はそれらの経験を踏まえ、反省も踏まえまして精査した結果のものでございますので、十分な対応ができるものと見込んでおります。

○10番（末次利男君）

今回建設改良費の2,256万2,000円の増額補正ということですが、さまざま今その理由を言われましたけれども、この金額の例えば施工残の工事、舗装工事、資材の高騰、労務単価の高騰、諸経費率の変更、それから前倒し工事ということで理由を言われましたけれども、それぞれその2,256万2,000円の今の項目の中の金額はどれくらいですか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

まず、前年度施工残分、これにつきましては延長174メートルになります。金額で527万円、それから前倒し分の150メートル分につきましては375万円、合計902万円、それから舗装工事分ですね、前年度布設工事で行った分の舗装工事で620万6,000円、それから今年度布設がえ分で影響部分から全面舗装に変更することによる増加分が527万円、それからこれは

個別には出しておりませんが資材、労務単価、諸経費率の変更等によるものがおよそ150万4,000円で、伊福地区については合計の2,200万円の増額というふうに見込んでおります。

○10番（末次利男君）

例えば具体的に労務単価がどれぐらい、幾らから、その当初計画しとったとから幾らに変更になったのか、それと資材、いわゆるVPの塩ビの管だろうと思いますけれども、それが見込みとすればどれぐらいの高騰をしたのか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。

今年度当初予算、今回の改良計画の5カ年計画を立てるとき、その時点での労務単価、例えば配管工につきましては24年度当時を100といたしますと28年度で121.21、21.21%上がっていると。それから、普通作業員につきましても24年度を100といたしますと130.97、30.97%上がっているという状況でございます。

それから、資材単価については、個別にいろいろな変化をいたしますので、個別の比較というのはなかなか難しいですが、建設資材物価指数統計というものがございまして、それにおいて24年度から28年度にかけて平均で3.2%ほど上昇しているというふうな状況でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第78号 平成28年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第79号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 議案第79号 平成28年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第79号 平成28年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

それでは、先ほど答弁漏れがございましたので。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

答弁漏れがございましたので御説明をさせていただきます。

まず、末次議員のほうから質問がございました中山間地域直接支払交付金についてでございますけれども、この事業につきましては平成12年から始まって3期対策が終了しております。それで、27年から第4期対策ということになっておるところです。それで、第1期対策の中で一番交付面積が多かったときが平成14年で、1,022.5ヘクタールとなっております。それと、事業経費としまして1億995万円というようなことになっておるところでございます。それで、現在においては先ほど来言われたように大幅な減ということで、28年度においては371.8というふうな面積に減少しているというふうな状況でございます。やはり言われたとおり、もう急激な減少というふうな状態でございます。これをいかにして食いとめるか、また好転できるような施策というのを今後においても検討していかなければいけないというふうなことで思っておりますけれども、何分状況が状況だけに難しい面もありますけれども、いろんな策を講じながら精いっぱい取り組んでいきたいというふうなことで思っております。

それともう一つは、久保議員からの御質問でございました28年度のタマネギの作付関係ですけれども、28年産になります、JA関係の資料によりますと、栽培面積が36.8ヘクタール、販売金額にいたしまして1億3,000万円というふうなことになっております。また、ベト病の被害としましては36.8のうち7割ないし8割程度に発生したということで、面積換算としましては25.2から30ヘクタールに及んでいるというふうな状況でございます。このベト病にかかりますとタマの成長が著しく低下することによりまして収入においては減少したというふうな状況にあるというふうなことで聞いておるところでございます。

それとあわせて、消毒について御質問があったかと思っておりますけれども、土壌消毒のみならず定植した後においても散布することによって抑止効果があるというふうなことになっ

ておりますので、今後においても的確な消毒等を行っていただければというふうなことで思
つとるところです。

以上、御報告にかえさせていただきたいと思います。

○議長（坂口久信君）

お疲れさんでした。

これをもちまして本日の議事日程を終了したいと思いますので、これにて散会をいたしま
す。

午後 1 時 18 分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証する
ためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 所 賀 廣

署名議員 平古場 公 子

署名議員 川 下 武 則